令和８年度

入園・進級

しおり

社会福祉法人青空

青空保育園

〒　410－0872
静岡県沼津市小諏訪１５－１
☎　055-926-9200
Fax　055-927-2600
ホームページ：www.aozora-h.com
Mail:　hoiku@aozora-h.net

目次

1.　児童憲章

※子どもは未来に続く宝物です

1、 全ての児童は,心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される

2、 全ての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術を持って育てられ家庭に恵まれない児童にはこれに代わる環境が与えられる

3、 全ての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えれ、又疾病と災害から守られる

4、 全ての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように導かれる

5、 全ての児童は、自然を愛し科学と芸術を尊ぶように導かれ、又道徳的心情が培われる

6、 全ての児童は就学の道を確保され、又十分に整った教育の施設を用意される

7、 全ての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる

8、 全ての児童は、その労働において心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、又児童として生活が妨げられないように充分に保護される

9、 全ての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる

10、 全ての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取り扱いから守られる。過ちを犯した児童は、適切に保護指導される

11、 全ての児童は、身体が不自由な場合、又は精神の機能が不十分な場合に、適切ない児童にはこれに代わる環境が与えられる治療と教育と保護が与えられる

12、 全ての児童は、愛と誠によって結ばれよい国民として人類の平和と文化に貢献するように導かれる

2、　青空保育園　全体的な計画

青空理念

保育園に関わる全ての人たちが

信（し）　愛（あ）　和（わ）　誠（せ）

を感じて生活ができる支援を目指す。

保育目標

豊かな心と丈夫な体

自分の目で見て

自分の耳で聞いて

自分の頭で考えて

いきいきと行動できる子どもに育てる

保育方針

- 思いやりと生きる力を養う
- 基本的な生活習慣に慣れ、自立をさせる
- ひとり・一人を大切に伸び伸び育てる
- 各種の体験と教育を積極的に行う
- 保護者と協力してよい子を育てる

こんな保育園をめざします・・・・・・・・・・・

毎日、来た時より帰るとき、少し心が豊かになる保育園

社会的責任	・児童福祉法などの関連法規の遵守・地域との連携・子どもの人権と尊厳の確保
人権尊重	・保育者等は保育の営みが子どもの人権を守るために法的、制度的に裏付けられていることを認識し理解する
説明責任	・保護者・地域社会と連携、交流を図り風通しの良い運営を行う
情報保護	・保育にあたり知り得た保護者や子どもの情報は正当な理由なく漏らさない
苦情処理 解決	・苦情解決責任者である園長の下で苦情解決（主任）とし、書面体制を強化 第三者委員を設置して職員で共通理解をする

発達の連続性に考慮した教育・保育の展開

0歳から就学前の一貫した教育・保育の実践

★１日の連続性及び生活リズムの多様性に配慮する

★環境を通して行う教育及び保育の充実を図る（異年齢の関り）

★養護の行き届いた環境の下、生命の保持・情緒の安定を図る

★園児の健康及び安全に留意する

★保護者に対する子育て支援は教育・福祉の観点に立ち就労及び子育ての両立を促す関りを心掛ける

乳幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿

★健康な心と体

★自立心

★協同性

★道徳性・規範意識の芽生え

★社会生活との関り

★思考力の芽生え

★自然との関り・生命尊重

★数量や図形、標識や文字等への関心、感覚

★言葉による伝え合い

★豊かな感情と表現

年齢別目標

0歳児	・一人ひとりの生活リズムの安定を基盤とし、家庭との連携で心地よく生活 ・特定の大人との応答的な関りを通じて、情緒的な絆を形成する ・自分は無条件でありのまま愛されているという感覚を持つ
1歳児	・安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える ・十分に体を動かし探索する中で、聞く・見る・触れる・嗅ぐ・味わうなどの経験をし、興味や好奇心を育む ・自我が芽生え自分の要求、気持ちを行動や言葉で表し、自己主張が育つ
2歳児	・保護者と安定した関わりの中で、自分の身の周り事を自分でしようとする ・好きな遊びを楽しんだり、友達との関りを広げていく ・保育者を仲立ちとして見立て・つもりのイメージを共有し合った遊びをする
3歳児	・生活に見通しを持ち,身の回りのことを自分でしようとする ・友達と一緒に遊ぶことを楽しみながら、人との関りを深めていく ・自分の思い、要求、経験など、言葉やそれ以外で自己表現する
4歳児	・自分でできることに意欲や喜びを持ちながら生活に必要な習慣が身につく ・様々な活動や遊びを積極的に取り組みながら人との繋がりを深める ・集団の中で自己主張したり、相手の立場を考えながら行動できる
5歳児	・就学に向けて、基本的な生活や態度を身に着ける ・友達と協力し合い、目的を達成する喜びを味わう ・探求心が深まり、試したり工夫しながら遊び豊かな心や好奇心を高める

生命の保持

養護

0歳児	・生理的欲求の充実と健康増進を図る
1歳児	・生活のリズムの形成を促す
2歳児	・適当な運動と休息の充実
3歳児	・基本的な生活習慣の確立を目指す
4歳児	・運動、休息のバランスと調和を図る
5歳児	・健康、安全の意識を高める

情緒の安定

0歳児	・自らの欲求を丁寧に応答されることを安心感の土台とし、人への基本的信頼感が育つようにする
1歳児	・保育者から抱きしめられたり、触れられたりすることで、心地よさ、安定感を得ていく
2歳児	・保育者に寄り添われ、受容・共感されながら安定した信頼感を持っていく
3歳児	・保育者や友達との関りが広がるようにする・主体性を育む
4歳児	・様々な体験を通して、自己肯定感が育つようにする
5歳児	・一人ひとりの子どもが、主体的に活動し、自信を持って行動できるように働きかける

0歳児の三つの視点

教育

★健やかに伸び伸びと育つ（身体的発達の視点）
・身体機能が育ち、快適な環境に心地よさを感じる ・充分に体を動かし、這う、歩くなどの運動をしようとする ・食事、睡眠の生活リズムの感覚が芽生える

★身近な人と気持ちが通じ合う（社会的発達の視点）
・安心できる関係の中、身近な人との生活を喜びとし、関りを深め、愛情や信頼感が芽生える ・体の動きや発達により、身近な人と気持ちを通わせようとする ・喃語への応答により言語がでる

★身近なものと関わり感性が育つ（精神的発達の視点）
・身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ ・見る、触れる、探索するなど身近な環境に自ら関わろうとする ・身体の諸感覚が育ち、表情や手足、体の動き等で表現する

1歳児以上5領域

	健康	人間関係
1歳児	・身の回りの簡単なことを自分でしようとする ・安心感を持って生活する	・保育者や友達に関心を持ち、真似をしたり関わろうとする
2歳児	・生活の環境を整えることで自分でできることをしようとする	・安心できる保育者との関係の下で身近な大人や友達に関心を持ち、模倣する中で需要的、応答的に関わろうとする
3歳児	・健康なリズムを身に着け明るく伸び伸び体を動かし進んで運動しようとする	・友達との遊びを楽しみ、ともに過ごす事の喜びを味わう。
4歳児	・保育者や友達とふれあい安定感を持って遊ぶ ・自分の体に関心を持ち異常を感じたら知らせる	・身近な人と関わり思いやりや親しみを持つ ・友達とルールを守って楽しく遊ぶ
5歳児	・病気の予防などに必要な活動を進んで行う ・危険個所、行動がわかり、安全に気を付ける	・遊びや行事を通して友達を応援したり力を合わせることの大切さを知り、仲間意識が育つ

	環境	言葉
1歳児	・興味を持って発見を楽しんだり考えようとする	・話しかけややり取りの中で実感と言葉が結び付く経験を楽しむ
2歳児	・場の設定・遊具・玩具を整え、みたてつもり遊びを保育者や友達と楽しむ	・遊びを繰り返し楽しむことで、日常生活に必要な言葉がわかるようになると共に、絵本や物語に親しみ保育者や友達と心を通わせる
3歳児	・身近な環境に親しみ、触れ合う中で様々なものに興味や関心を持つ	・興味、関心を持ったことや、体験した内容を言葉で表現し友だちや保育者とイメージの共有を楽しむ
4歳児	・身近な物や遊具に興味を持って関りを考えたり工夫して遊ぶ	・保育者や友達と会話を楽しみ、相手に伝わるように話す工夫をする。
5歳児	・生活や遊びの中で簡単な文字や物事の仕組み、性質に興味を持つ	・人の話をよく聞き会話を楽しみ、日常生活に必要な言葉を適切に伝えあう

	表現	食育
1歳児	・身体の経験を豊かにし、諸感覚のさまざまな感覚を味わう	・食材に興味を持つ
2歳児	・保育者や友達と遊ぶ中で自分なりのイメージを膨らませ楽しんで遊ぶ	・意欲的に食べるようになる
3歳児	・感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする	・食べることの楽しさを知る

4歳児	・友達とイメージを共有する中で一緒に表現することを楽しむ	・友達と一緒に楽しく食事ができる
5歳児	・自分のイメージを色々な方法で表現したり伝えあったりし感性を豊かにする	・食事と栄養のバランスを知り、落ち着いて食事をすることができる

※アレルギー対応児童は主治医の指示と協力を得る

＊＊＊　保健・安全、衛生　＊＊＊

保健目標

★健康発育発達状況の把握
★年間保健指導計画
★歯磨き指導
★施設内外の設備
★沼津市保健所との連携
★心身状態や家庭生活の把握
★内科、歯科検診
★異常が認められた時の対応
★用具等、保育室等の清掃及び消毒

安全教育

★安全管理及び自主点検
★毎月の避難訓練、消化訓練
★交通安全教室
★災害対策
★消防点検、消防署指導の訓練
★救命講習

＊＊＊　保護者に対する子育て支援　＊＊＊

園庭開放

★毎週日曜日午前１０時～１２時頃まで

子育て情報

★一時保育事業
★延長保育事業
★休日保育事業
★保育参観
★病後児保育事業
★子育て相談随時

＊＊＊　個別発達支援　＊＊＊

★配慮を必要とする園児の実態把握
★年２回、保護者との面接を随時実施
★療育支援・保育支援と連携し検査結果を基に支援計画を作成し随時評価をする
★個別発達支援委員会の設置、年間計画を作成し、ケース会議を行い残職員の共通理解を図る
★保護者とともに支援シートの作成。個々の成長の歩みを小学校に送付

＊＊＊　地域に対する子育て支援　＊＊＊

幼保、小・中実習・職場体験・ボランテアの受け入れ

★大学生の実習受け入れ　★中学生の職場体験

★小学生・中学生の体験受け入れ　★各種団体のボランテア受け入れ

小学校との接続

★民生児童委員との連携　★子ども未来創造課との連携

★就学先へ「１年生応援支援シート」送付

地域文化参加

★ＨＰによる情報提供　★青空保育園便り（毎月地域に配布）

★片浜地区センターの展示会に参加　★小諏訪自治会、地区展覧会に参加

★各種イベントに地域住民のご案内（運動会・夏祭り・生活発表会・敬老会）

＊＊＊　職員の資質向上　＊＊＊

実践、研修を通して専門性を高めるとともに職員間の共通理解と共同性を高める

★年間外部研修予定に沿って　★毎月の園内部研修

★新人研修（法人）　★現任研修（法人）

★キャリアアップ研修

＊＊＊　自己評価　＊＊＊

保育の全体的計画を基に、保育計画の再度の確認を行い自己評価を確立

★年度初めに目標管理シートの作成により年２回の面接の都度、自分自身の保育の振り返りを行い資質向上に繋げていく

★自己評価は毎月項目を決めて実施

★人権擁護チェックリストは１０月～１２月に行う

★保育所保育評価は年２回行う

保管用

青空保育園施設利用 重要事項説明書

（令和８年　４月　１日現在）

事業者名称	社会福祉法人 青空
事業所在地	〒410-0872　沼津市　小諏訪　15-1
電話番号	055－926－9200　　Fax055－927－2600
代表者名	理事長　大谷　貴美子
定款の目的に定めた事業	第２種社会福祉事業 保育所の経営

１．事業目的と運営方針

事業目的	・児童福祉法に基づき乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	・個々の子どもの個性を伸ばす保育の提供 ・保護者と協力して養護と教育を一体的に行う。

２．保育園の概要

名称	青空保育園
所在地	沼津市小諏訪 15の1
認可年月日	平成 14 年 11 月 1 日
園長名	大谷貴美子
電話番号	055－926－9200
利用定員 （年齢別）	100人 0歳児10名 1歳児 18名 2歳児 18名 3歳児18名 4歳以上児 36名
職員数	23人
取り扱う保育事業の種類	延長保育・休日保育・一時預かり保育
職員への研修の実施状況	別紙参照
検診医 嘱託医	・みらいえこどもと家族のクリニック・いくこ歯科医院 ・池田病院

３．開園日及び開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日・日・祭日
開園時間	平日：　7：00～18：00 祝日・日曜日：　8：00～17：00
保育短時間の保育時間	8：30～16：30
延長保育	保育標準時間の場合　　18：00～19：00 保育短時間の場合　　16：30～19：00
休園日	5月3・4・5日　　12月30・31日　　1月1・2・3日

4．施設の概要

敷地・面積	3,093 ㎡
園　舎	鉄骨２階建　延床面積　1，238.91 ㎡
施設の内容	乳児室 3 室（177.34 ㎡） 幼児室 3室（153.95 ㎡）　調乳室（10 ㎡） 乳幼児用トイレ 3 ヵ所 屋外遊戯場（517.5 ㎡）

5．事業所の職員体制

	常勤	非常勤	
園長	1		
副園長	1		
主任	3		
保育士	10～	6～	
事務職員	3		
看護師	1		
保育助手	1～		

6．利用者負担金について

（1）保育料

沼津市の徴収基準により決定します。

（2）実費徴収

保育料のほかにご負担いただくもの

① 絵本代 およそ 500 円／月

② 主食代 3 歳以上児 550 円／月・副食代金(3 歳以上)5450 円

③ その他園外保育などに係る費用等

④ 年長児、アルバム代金 500 円／月

（3）延長保育料

延長代金　30 分毎、100 円

7. 給食について

昼食・おやつ	前月に翌月分の献立表を発行しています。
アレルギー等への対応	個別にご相談の上、医師によるアレルギー対応表により除去食、代替食等の対応を取ります。 （例）卵・牛乳
衛生管理等	調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。 集団給食施設届出（14 年 11 月 1 日）など

8. 保護者会

保護者総会　　6 月

役　員　1・2・3歳児クラス各1名、4・5歳児クラス各２名

9. 非常災害対策

非常災害に対する対応計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとします。

10. 保育の内容に関する相談・苦情の受付

苦情や相談につきましては、下記で受付けます。

総括苦情解決責任者		社会福祉法人青空 理事長　大谷貴美子	
苦情受付担当者		青空保育園　主任　佐藤美佐江	
苦情解決責任者		青空保育園、　大谷貴美子・勝又訓子・菊池俊彦	
第三者委員	氏　名	古谷礼子	田村輝美
	電　話	090-1725-8215	090-7305-2231

青空保育園施設利用にあたり本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名　　印

住　所

保護者第一連絡先電話番号

青空保育園

説明者

保管用

個人情報保護について

青空保育園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の基
お預かりしている個人情報について、利用目的を定めています
①保育園施設内部（利用者に提供する保育ｻｰﾋﾞｽの共有のため、事故等の報告のため）
（業務の維持・改善のため・外部監査機関への情報提供）
②他事業所への情報提供（園児の診療にあたり外部の医師等の意見助言を求めるため）
（入所･退所に関する行政への照会の回答）
（損害賠償保険などに係る保険会社への届出等）
③小学校等に対しての情報提供（保育要録その他準ずる情報）

苦情受付、解決について

青空保育園では、園に対する不満、苦情を受付けています。
保育園、玄関に設置している意見箱に投函してください。
様式は何でも構いませんが、玄関のカウンター上のボックスに受け付け書式が
入っていますので、ご使用下さい。
　又、園児の連絡ﾉｰﾄや担任の保育士等に口答での伝言でも構いません。
受付後早急に回答をさせて頂き、解決に向けて努力をさせて頂きます。
解決困難な場合は第三者評議委員の介入を依頼しております。

古谷礼子　　090-1725-8215
田村輝美　　090-7305-2231

ご意見・ご要望の受付

青空保育園の玄関にご意見・ご要望書の投函ポストを設置してあります。
担当保育士、主任、施設長への意見等を投函して頂いた時は、確認後１週間程度で返信をさせていただきます。又、無記名での場合は意見、ご要望についての回答を配布物等または、掲示板にてお知らせをさせていただきます。
お気づきの事、不愉快な事、改善してほしい事がありましたら、お気軽にお申し出下さい。可能な限り保護者の皆様のご意見に誠実に対応していきたいと考えています。
又、保育園での回答でご納得のいかない場合は、当園と第三者の関係にある相談窓口を設置してありますのでご利用ください。

保管用

保護者各位

青空保育園・きらら

個人情報保護・開示のお願い

日頃は、青空保育園・きららへのご協力ありがとうございます。

① 就学前に園児の個人情報を学校等に情報を提供させていただきます。

② 園では､園での様子や壁面にて､園児さんの写真を貼る機会が多くなります。今後、園のホームページ作成、パンフレット作成にあたり、名前、住所、電話番号等の記載は、一切致しませんが、園児達の写真が掲載されることや、新聞やテレビ等のメディアにも、掲載される場合もあるかと思います。

掲載に同意・同意しないを下記同意書に署名、捺印の上、本同意書は保護者保管、別紙、重要事項説明書の説明受理の承諾書と一緒に職員まで提出してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

同　意　書

① 個人情報保護に同意します。

② 園のホームページ、パンフレット、新聞やテレビ等のメディアの写真掲載に

・同意します。　　　　　・同意しません。

（どちらかに○をつけてください。）

令和　　　年　　月　　日

住所

保護者氏名　　　　　　　　㊞

園児氏名

4、　青空保育園運営規程

第１章　総　　則　　23－8、⑨、②

（目的）
第１条　本園は、児童福祉法（以下「法」という。）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
（名称）
第２条　本園は、青空保育園と称する。
（所在地）
第３条　本園を静岡県沼津市小諏訪 15 番地の１に置く。

第２章　職員及び職務

（職員の区分及び定数）
第４条　園に次の職員を置く。
（１）園長　　１名
（２）副園長　　１名
（３）主任保育士　１名
（４）保育士　　15 名～
（５）看護師　　１名
（６）栄養士　　１名
（７）嘱託医　　１名
（８）歯科嘱託医　１名
（９）調理員　　２名
（10）事務員　　２名～
２　前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

（職員の資格）
第５条　職員は、児童福祉施設最低基準第７条に該当するもののうちから理事長が任命する。ただし、保育士については、法第１８条の４に規定する保育士であることを要する。

（職務）
第６条　園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。
２　主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
３　保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
４　看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。
５　栄養士は給食業務の総括を行う。
６　嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。
７　調理員は給食業務に従事する。

（職務の心得）
第７条　職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第３章　文　　書

（文書の取扱）
第８条　文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

（文書の管理）
第９条　文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

（備えるべき帳簿及び保存年限）
第 10 条　備えるべき簿冊及び保存年限は別表のとおりとする。

第４章　定　　員

（定員）
第11条 本園の定員は１００名とし、その内訳は次のとおりとする。
（１）２歳未満児　３６名　内　０歳児　　１０名
（２）３歳以上児　５４名
2　前項にかかわらず、入園待機児解消の為、上記定員を超えて年度当初では１０５％をそれぞれ超えない範囲で受け入れることができるものとする。
3　前２項にかかわらず、育児休業終了後の就業等の入所の場合等上記定員を超えて１１５％を超えて受け入れることができるものとする。
4　連続する２年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が１２０％以上の状態にある場合は、定員の見直しを行うものとする。
5　このほかに、一時的保育利用児童の定員は、一日につき概ね２名とする。

第５章　入園及び退園

（入園）
第 12 条　「沼津市保育の実施基準」による保育に必要な乳児又は幼児のうち、本園に入園を希望する場合は、沼津市指定の保育所入所申込書に必要事項を記載し、沼津市長に申し込むものとする。

2　本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、沼津市が入所希望者全員にわたり「沼津市保育の実施に関する条例施行規則」に沿ってその選考を行い入所者を決定するものとする。
3　定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。
4　一時保育利用児童は本園に直接申し込みを行い決定するものとする。

（退園）
第13条　現に在園中の乳児又は幼児（以下「入所児」という。）が「沼津市保育の実施に関する条例施行規則」に該当するときは、保育の実施を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。
2　私的契約児で理由なく保育料を２か月以上滞納したとき。
3　一時保育利用児童であって、その必要がなくなったとき。
4　その他カスタマーハラスメント等退園を命ぜられる正当な理由がある場合

第６章　児童の処遇

（平等の原則）
第14条　本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

（費用）
第15条　保育料は沼津市長の定めた額とする。
2　入所児の保育が１８：００以降に及ぶときは、保護者は３０分以内ごとに１００円を超過保育料として園に納めるものとする。

（開所時間）
第16条　青空保育園の開所時間は７：００から１８：００までの１１時間とする。

（延長保育）
第17条　青空保育園は１８：００～１９：００までの１時間を特別保育事業として、延長保育を行い、平常の保育時間を超えて保育を希望する保護者の中より青空保育園延長保育実施要綱に基づき選考を行い保育を実施する。
2　延長保育の選考、徴収方法等は別に定める青空保育園延長保育実施要綱に基づいて決定する。

（一時預かり事業）
第18条　青空保育園は保護者が、病気や出産、家族の看護等などで、緊急に保護が必要とされる子どもに対して、沼津市の決定により、一時的に保育を実施する。
2　一時預かりの時間は８：００～１７：００までの８時間とする。

保育利用の保育料等は以下のとおりとする。

ア　４時間以内１回につき９００円（０歳児は１８００円）

イ　４時間を超え８時間以内１回につき１８００円（０歳児は３６００円）

ウ　８時間を超えて３０分につき１００円

（病後児保育）

第 19 条　入園児が体調不良で休園後の登園をしたとき、体調不良を考慮して園児の健康管理を行い、サポートする。

（年末保育）

第 20 条　青空保育園は１２月３１日から１月３日まで休園とする。（年度により異なる）

（登降園）

第 21 条　登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

（保育内容）

第 22 条　保育内容及び給食並びに健康管理については、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、保育課程及び指導計画を立てる。

（虐待等の禁止）

第 23 条　本園は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2)虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(3)その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

２　職員は、入所児に対し、児童福祉施設最低基準第９条の２及び同第９条の３の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(1)殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に外傷を与える行為。

(2)合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3)廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4)強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5)食事を与えない又は無理に食べさせること。

(6)入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(7)乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(8)本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(9)性的な嫌がらせをすること。

(10)当該入所児を無視すること。

（児童虐待防止法遵守）
第24条　職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。
２　職員自身も虐待にあたる行為を行わないとともに、その行為を目にした場合は、上司等法人、関係機関への通告を行う。

（感染症対策）
第25条　青空保育園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
（１）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
（２）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね６か月に１回開催する。
（３）その他関係通知の遵守、徹底

（事故発生の防止及び発生時の対応）
第26条　青空保育園は、安全かつ適切に質の高い保育を提供するために事故発生防止のための安全点検チェックリスト等（別添）を定め、事故を防止するための体制を整備する。
２　入所児に対する保育提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所児の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
３　事故が発生した場合には、その状況について記録する。
４　保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（日課及び年間行事）
第27条　日課及び年間行事については別に定める。

（休日）
第28条　本園の休日は年度毎に別に定める法人カレンダーのとおりとする。
（１）　ゴールデンウィーク
（２）　年末年始

（欠席）
第29条　入所児が欠席する場合には、保護者は事前にもしくは当日朝８：４５までに園に申し出るものとする。

（休園）
第30条　入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

（保護者との連絡）

第31条　本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

（健康管理）

第32条　園長、看護師は常に入所児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

2　職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

（衛生管理）

第33条　本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年2回以上の大掃除を行うものとする。

（苦情対応）

第34条　保護者は、提供された保育等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

（相互信頼関係の構築）

第35条　入所児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

（第三者評価受審）

第36条　保育園にかかる第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

（秘密の保持）

第37条　保育園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

2　職員は業務上知り得た入所児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章　災害対策

（防災管理・災害対策）

第38条　園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回入所児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第8章　地域活動事業

（子育てひろば事業）

第39条　地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出、子育て通信の発行、掲示板による地域向け育児情報の提供等からなる地域子育て支援拠点事業を実施する。

第9章　雑　　則

（改正）

第40条　この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人青空理事会の議決を経るものとする。

付則　この規程は平成26年4月1日から施行する。

平成30年4月1日（改）　平成31年4月1日（改）　令和3年4月1日　（改）
令和5年3月26日（改）　令和6年3月28日　（改）　令和7年4月1日（改）
令和7年7月29日（改）　令和8年3月9日（改）

5、　基本保育時間、延長料金について

●基本保育時間　　7：00～18：00（11H）

上記基本保育時間以外の料金は以下の通りとなります

18：00～19：00　　30 分ごと 100 円

7:00 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 18:00 ＿＿＿＿＿＿

基本保育時間　　延長時間 100 円/30 分

デイリープログラム

各クラスの１日			
乳児クラス		幼児クラス	
9：00～	お片づけ・体操	9：00～	片づけ
9:20～	朝の会・おやつ・トイレ（おむつ替え）	9：10～	朝の会（合同）、体操、マラソン
		9:30～	各クラスの活動
10:00～	設定保育	10:00～	設定保育
10:50～	順次各クラス、給食	11:30～	順次、給食準備
12:00～	午睡	11:50～	順次、給食
14:30～	起床・トイレ（おむつ替え）	12:30～	順次片づけ・午睡準備
15:00～	順次各クラスおやつ	13:00～	午睡
15:30～	順次各クラスお帰りの会 その後、自由遊び	14:45～	起床・着替え・トイレ
		15:15～	おやつ
16:00～	0・1歳児クラス合同	16:00～	順次お帰りの会・自由遊び
17:00～	乳児合同	17:00～	乳児棟で合同保育

★　登園は 8 時 45 分までにしましょう。

★　欠席、遅刻の連絡も 8 時 45 分までにバスキャッチへご入力をお願いいたします。

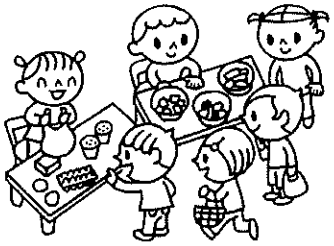

6、保育園利用について注意事項

保育園の役割（目的）

＊ 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連帯の下に子どもの状態や発達課程を踏まえ、環境を通じて養護及び教育を一体的に行います。

＊ 家庭や地域の様々な社会資源と連帯を図り、入園する保護者に対する支援や地域の子育て家庭への支援をします。

保育園は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければなりません。
子どもが様々な人と出会い、関り、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作り上げていくことを目的としています。

登園・降園

＊ 登降園は、必ず保護者が責任を持って行ってください。保護者以外の方がお迎えの時には、必ず連絡してください。（送迎カードを必ず身につけましょう）

＊ 朝食は、１日の活動の源です。必ず摂ってから登園しましょう。

＊ 登園前には、必ず用便をすませる習慣をつけましょう。

＊ 欠席・登園が遅れる場合は、８：４５までに必ずバスキャッチへ入力をしましょう。

＊ ８：４５までに登園し、楽しい１日をスタートしましょう。

＊ 毎日登降園時、バスキャッチの入力を忘れないようにしましょう。

＊ お迎えが告知より遅れる場合は連絡を入れましょう。

＊ 送迎の際、別紙駐車場使用の注意をご覧下さい。

健 康

＊ 家庭では、早寝早起きの習慣をつけましょう。
（子どもが元気に育つためには、規則正しい生活と睡眠が必要です。）

＊ 小さい子どもの集団です。病気は早期発見・早期治療により園児の健康を守りましょう。
（健康つきましては、詳しくページがありますのでご覧下さい。）

＊ 特異体質のお子さんは、必ずお申し出ください。（アレルギー・喘息・痙攣・・・・等）

＊ 原則、投薬は（昼食後）受け付けていません。投薬は主治医と相談の上、朝・夕にしてください。また,投薬を希望される方は、全ての薬につき投薬依頼書とともに袋にて直接職員に手渡してください。

＊ 体調不良・受診後は、情報提供書の提出をお願い致します。

＊ 園で実施する検診　　年２回　委託医による内科・歯科検診
　　毎　月　発育測定（身長・体重）

予防接種・市指定の健康診断は各家庭で責任を持って行いましょう。

服 装

＊ 衣服・下着・靴下・カバン・その他の持ち物には、必ず名前を付けてください。
＊ 衣服は、気温の変化によって自分で脱ぎ着きできるよう用意してください。
＊ ３歳児より園服・体操着着用となります。
＊ ボタンなど取れたらすぐに取り付けてください。

園と家庭との連絡

＊ 園から家庭への連絡は、メール、アプリで連絡いたます。回答が必要な時は、期限を守り回答をお願いいたします。
＊ 家庭より連絡がある時には、職員に直接お話いただくか・連絡帳を活用してください。
＊ 保育中（９：３０以降）は、担任のお呼び出しはご遠慮下さい。
　・用件は、電話に出た職員が対応いたし、後にクラス担任より電話します。
＊ 落し物、忘れ物に気づきましたら、すぐに園にお申し出ください。
＊ お友達の衣類が間違えて汚れ袋に入っていましたら、お手数ですがお洗濯して持参お願いいたします。

こんなことに気をつけてください

＊ 子どもの話は、何でもよく聞いてあげてください。
＊ 子どもの発達には個人差があります。他のお子さんと比較し焦らないでください。
＊ 家庭でも自分の物をきちんと整理できるように練習していきましょう。

その他

＊ 勤め先・住所・緊急連絡先等変更が生じた時には、直ちに保育園にお知らせください。
＊ 分からない点・困った点がありましたら保育園に直接相談するか連絡帳を活用してください。
＊ 降園したら、必ずカバンの中を確認してください。
＊ 園だより・献立表・クラスだよりは、毎月送信します。
＊ 集金は、お釣りの無いよう集金袋に入れ、平日登園時に提出してください。
＊ 不必要な金銭・玩具・食べ物は持たせないでください。
＊ 園内ではスマートフォン等の器機などでの撮影はしないでください。
＊ 園児間でのお土産の交換等は禁止とさせていただきます。

慣らし保育について

＊ 保育園入園の際し、子どもを集団生活に慣らすための期間が必要です。
＊ 期間については、子どもの適応状態によって異なります。担任とご相談ください

非常事態について　　〈 警戒レベル３以上 〉

＊ 身の安全を確保の後、お迎えをお願い致します。

持ち物・提出物の確認事項

持ち物にははっきりと名前を書きましょう（別紙参照）

入園時の**提出物**　★名前記入の場所は別紙参照

★医療費受給者証　＊　緊急時連絡票　※入園、進級時園児提出書類（切離不可）
＊ 保険証・乳幼児受給証　＊　雑巾　２枚　＊　ビニール袋　Ｍ又はＬ寸
＊ ティシュボックス　前期・後期　２箱　＊　園児引き渡しカード（新入園児のみ）

全クラス共通

＊ 着替え（下着・ズボン・上着）各３組　→　上下つなぎになって無い物
＊ 午睡布団　→　毎週持ち帰り干してください
＊ カラー帽子　→　毎週持ち帰り洗濯してください
＊ パジャマ　→　布製の袋に入れる
＊ 汚れ物袋　→　レジ袋（　必ず２～３枚以上ロッカーに入れておく）

各クラスの**持ち物**

０歳児　・　ひよこ（０歳）

＊ 食事用エプロン　・　口拭きタオル　→　各２枚　（タオルで作ったもの）
＊ 哺乳瓶（プラスチック製）→　カーゼのハンカチ（数枚）
＊ 離乳食開始のお子様　→　コップ（布製袋に入れて）
＊ よだれかけ（よだれの気になる方）→　布製
＊ 紙おむつ　→　５～６枚／１日分　＆　おしりふき
＊ 靴（歩行ができるようになったら）

１歳児　・　さくらんぼ

＊ 食事用エプロン　・　口拭きタオル　→　各２枚　（タオルで作ったもの）
＊ コップ　→　布袋に入れて
＊ 紙おむつ　→　５～６枚／１日分　＆　おしりふき

２歳児　・　いちご

＊ 口拭きタオル　→　各２枚　（タオルで作ったもの）
＊ コップ　→　布袋に入れて
＊ 紙おむつ　→　５～６枚／１日分　＆　おしりふき
＊ パンツ　個々のトイレトレーニング状況に合わせて

３～５歳　もも　・　れもん　・　ぶどう

＊ コップ　・　お箸セット　・　歯ブラシ（４，５歳児）→布袋に入れて　・　水筒
＊ ハンカチ
＊ スモック　→　着替えかごに入れておく

下記の場所に名前の記入をお願します。

①～③については枠内に名前記入欄がありますので、そちらに記名してください。

その他の物は、　　の箇所に記名をお願いします。

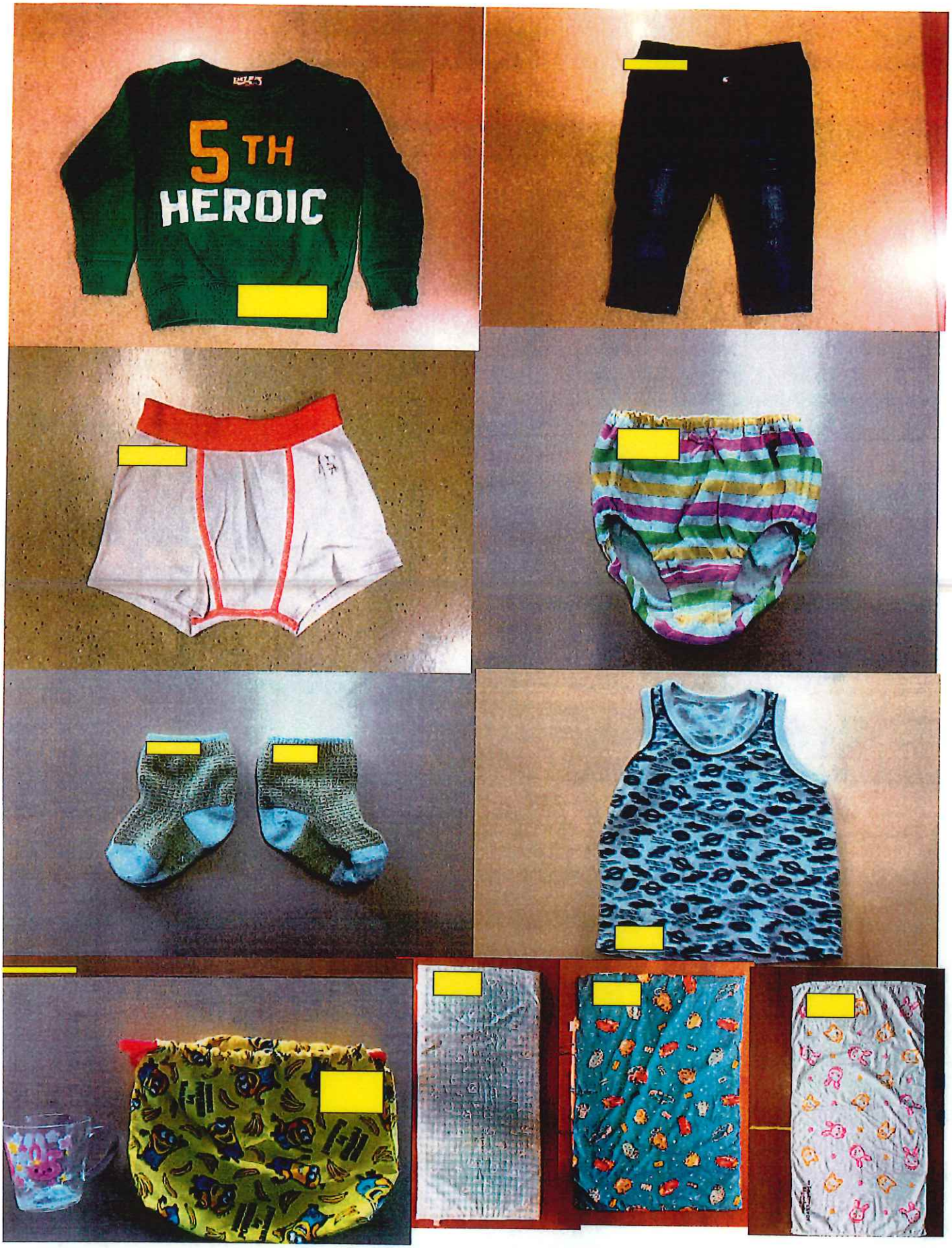

※その他持ち物にも、必ず記名をお願いいたしました。不明な場合は、職員まで声をおかけください。

保護者様各位　　青空保育園

7、　1日保育体験のご案内

１日保育体験は、①子どもたちがどのように園生活を送っているか？
②職員の保育の様子や、③年齢に応じての他園児の成長の様子を観察しつつ職員に家庭で関わりの様子を見せて頂く機会にもなります。
お昼寝の時間など利用して、ご家庭の様子を聞かせていただき、悩んでいることなどの話を行ない、少しでも保育支援に繋げていきたいと思います。
お忙しいと思いますが、保育園との関わりや子どもの成長のためご協力の程よろしくお願いします。

目 的　わが子が日中過ごす環境を保護者、自ら体験することによって、保育に対しての理解が深まり、親としての役割を実感する。

内 容　子どもと一緒に遊ぶ・職員の手伝い
（子どもたちに絵本を読むなど。）
当日クラス担任より、お手伝い業務内容の説明があります。
お昼は、お子さんと同じ給食を食べます。

＊各クラス、１日１名の参加限定です。
＊夫婦参加希望の方は、ご相談ください。
＊携帯・カメラ等の使用は保育の妨げとなりますので、ご遠慮ください。

持ち物　園内で履くスリッパ等

申し込み方法　乳児クラスは、乳児玄関、幼児クラスは、幼児玄関の各掲示板にクラス毎、年間予定表を提示してありますので、名前を記入してください。

8、　駐車場の利用にあたってお願い

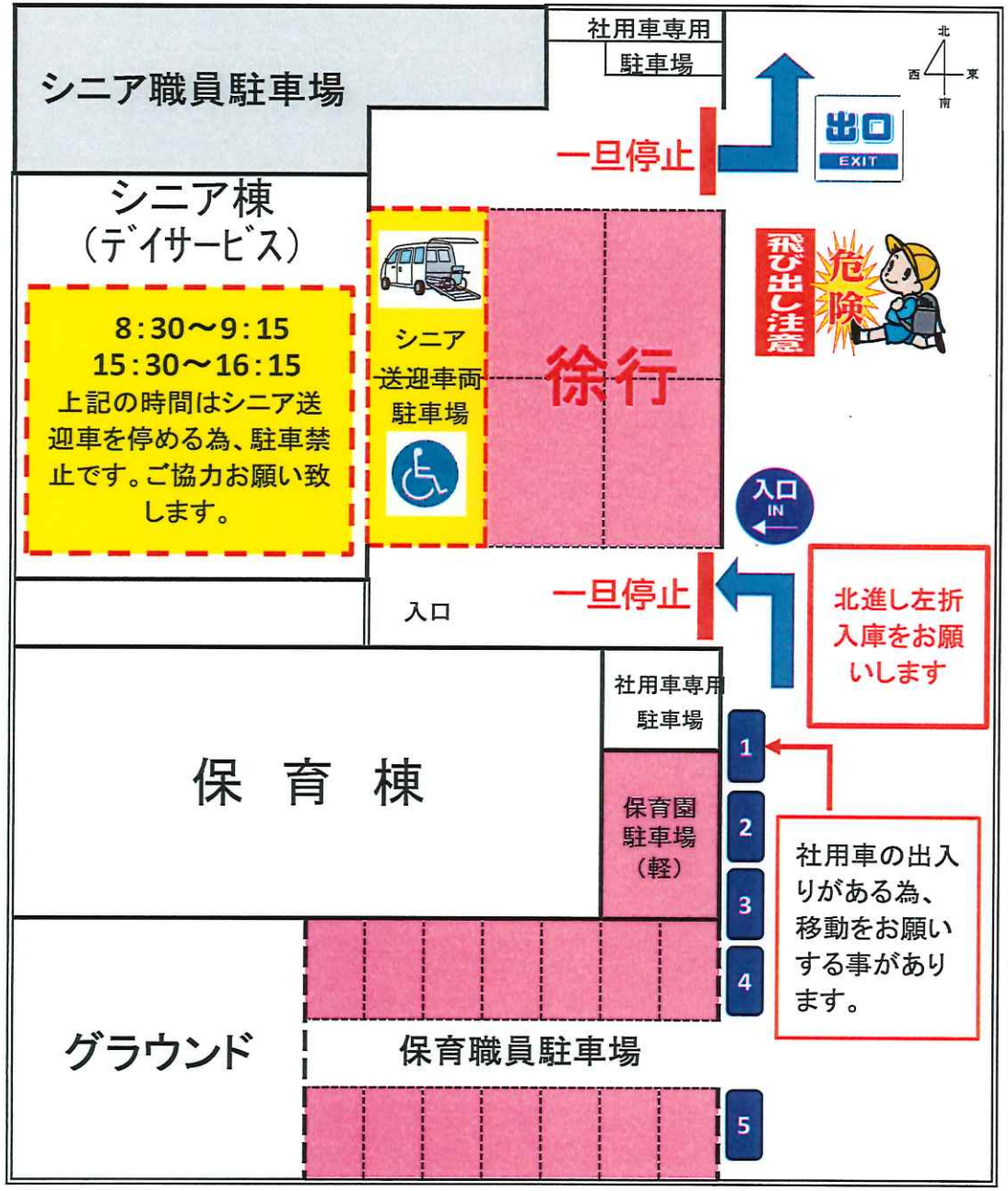

事故防止のため今後の駐車場の入庫については常時、南側から北進入庫。北側へ出庫をお願い致します。

- ピンク色の場所に駐車をお願いします
- 出入庫の際は必ず一旦停止し、場内は徐行(5ｋｍ以下)してください
- 空いていない時は道路に寄せハザードを付けて待機してください
- 駐車スペースが限られています。特に朝は皆様出勤前でお急ぎの方が多い為、早めの移動にご協力ください。

◎駐車場では、お子さんと必ず手をつないでください。子どもは急に走り出したり、車や物の陰に隠れたりします。「止まって！」は間に合いません。
◎発進する時、駐車場に出入りする時は、「車の死角に子どもがいるかも」「子どもが急に飛び出してくるかも」と意識して運転してください。

⚠ 駐車場内での事故・盗難・破損等につきましては、当施設では一切責任を負いかねますのでご注意下さい。

※シニア職員は建物北側が駐車場の為、北側より出入庫する場合があります。入庫時は一旦停止、徐行し保護者優先するよう指導しています。
何かお気付きの点がありましたら該当日時と一緒にご連絡下さい。
（防犯カメラが設置されていますので確認致します。）

青空保育園　電話：９２６－９２００

令和7年7月4日

9、令和８年度避難訓練年間計画表

月	災害種別	訓練項目	訓練内容	訓練の内容と主なねらい
４月	総合震災訓練 ４月７日	避難・消火 ・通報・施設設備点検	10:00 地震発生。防災頭巾を使い避難訓練	沼津市北消防署の協力により地震後火災発生を想定して、施設より消防署への連絡方法を確認、訓練を行う。
５月	図上・洪水訓練図上・震災 ・火災訓練	図上避難・情報伝達・持ち出し品確認避難・消火 ・図上・引き渡し訓練	15:00 新中川洪水発生による避難方法等各クラスで確認する	大雨により新中川より洪水が発生時に（子ども）どうしたらいいか、話し合いながら理解する。（職員）災害発生時の避難態勢および経路について確認する【実施報告書　共有【24】-3-22-①沼津市に提出】
６月	火災訓練	避難・消火 ・通報	10:05 調理室より出火。職員による誘導	１Ｆ、外の空地への誘導と児童の安全を確保 消火訓練を行う。
７月	図上・震災 ・火災訓練	避難・消火 ・図上	消火・通報・避難について各クラスで話し合う	子ども）火災や地震が起きた時にどうしたらいいか、話し合いながら理解する。 （職員）災害発生時の避難態勢および経路について確認する。
８月	火災訓練	避難・消火	16:10 職員室より出火。消火・通報・避難	合同保育時間帯での避難訓練を行う。午前中の訓練時と違う点が多いが、あわてず、迅速に行う。
９月	洪水訓練	避難	10:00 新中川洪水発生による垂直避難訓練	大雨により新中川より洪水が発生、シニア棟２階への誘導と児童の安全確保訓練を行なう。実施報告書　共有【24】-3-22-①沼津市に提出】
10月	火災訓練	避難・消火 通報・応急処置	14:40 調理室より出火。消火・通報のほか、非常用滑り台で避難訓練	午睡中、あるいは着替えをしている時間帯での避難訓練を行う。あわてない、さわがない、などの約束を事前・事後に確認する。
11月	総合訓練 １１月１０日	避難・消火		北消防署の指導により訓練を行う。 消火訓練も合わせて行う。
12月	火災訓練	避難・消火	15:00 西側工場より出火。	午後のおやつの時間帯での避難訓練を行う。
１月	震災訓練	避難・消火	10:00 地震発生。防災頭巾を使い避難訓練	大規模な地震が発生したことを想定し、素早く、落ち着いて避難を行う。
２月	火災訓練	避難・消火 通報・応急処置	午前中（抜き打ち）調理室より出火	不意の火災に対しあわてず、素早く避難の訓練を行う。
３月	震災訓練	避難・消火	（抜き打ち）地震発生	不意の地震、およびそれにともなう火災に対して避難を迅速に行う。

《その他》

※消防署による消火器訓練、救急法講習会、消防車見学、（地震体験車）等を消防署と相談の上で行います。

＊不審者対応訓練　前後半シニア・保育分担【いずれかの訓練で可能な限り沼津警察指導の下、訓練実施し評価を受ける。】

月	種別	訓練項目	訓練内容	訓練の内容と主なねらい
６月	不審者対応訓練 担当 SC：	不審者対応	10：10、外部より不審者の侵入を確認、他部署への連携の方法と児童の避難訓練	午前設定保育中、不審者侵入を想定して職員の対応、他部門への協力と子どもの安全に配慮した誘導方法を訓練する
１０月	不審者対応訓練 担当 SC：	不審者対応	15：20、外部より不審者の侵入を確認、他部署への連携の方法と児童の避難訓練	午後おやつ後、不審者侵入を想定して職員の対応、他部門への協力と子どもの安全に配慮した誘導方法を訓練する

※不審者が園内に進入した、という想定での避難訓練を行います。

※訓練開始の時刻は、園内の状況により、多少前後することがあります。

＜　警戒レベルに基づく市立保育所及び市子育て支援センターの措置・保護者のとるべき行動の原則基準　＞

令和３年５月２０日適用
（青空保育園では令和５年６月６日から適用）

この基準は、水害・土砂災害の避難情報のレベルに基づく市立保育所等の措置（開所・休所・閉鎖）及び保護者のとるべき行動（通所判断・在所時対応）について、その原則を定めるものとする。

沼　津　市			市立保育所及び市子育て支援センター			
警戒レベル			施設の措置		保護者のとるべき行動	
レベル	避難情報等	市民のとるべき行動	原　則	内　容	通所判断	在所時対応
1	－	災害への心構えを高める	開　所	避難情報等の発令に伴う行動について事前周知	通常通所	できる限りお迎え
2	－	ハザードマップ等で避難行動を確認				
3	高齢者等避難	高齢者等は避難	休所・閉鎖準備	事前周知 避難等を視野に保護者に早急にお迎え依頼	通所自粛	避難を視野に早急にお迎え （子の保護）
4	避難指示	避難	休　所 閉　鎖	事前周知 状況に応じた連絡、避難等必要な措置	通所不可	避難行動 （子の保護）
5	緊急安全確保	命を守るための最善の行動				

※本基準に関わらず、各保育所において地域の状況に合わせて行動すること。
　防災気象情報（暴風・強風・波浪等）については、個別に判断するものとする。

10、 令和8年度　青空保育園年間行事予定表

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
1	水	入園進級式行事	1	金		1	月		1	水		1	土		1	火	
2	木		2	土		2	火	8020歯科衛生 れもん:参観日	2	木		2	日		2	水	
3	金		3	日	休園	3	水		3	金		3	月		3	木	
4	土		4	月		4	木		4	土	夏まつり	4	火		4	金	
5	日		5	火		5	金		5	日		5	水		5	土	
6	月		6	水		6	土		6	月		6	木		6	日	
7	火	総合防災訓練	7	木		7	日		7	火	七夕行事	7	金		7	月	
8	水		8	金		8	月	交通安全教室① ぶどう:参観会	8	水		8	土		8	火	
9	木		9	土		9	火		9	木		9	日		9	水	
10	金		10	日		10	水		10	金		10	月		10	木	
11	土		11	月	引き渡し訓練	11	木		11	土		11	火		11	金	敬老会
12	日		12	火		12	金		12	日		12	水		12	土	
13	月		13	水		13	土		13	月		13	木		13	日	
14	火		14	木		14	日		14	火		14	金		14	月	
15	水		15	金		15	月		15	水		15	土		15	火	
16	木		16	土		16	火		16	木		16	日		16	水	
17	金		17	日		17	水	さくらんぼ:参観日	17	金	誕生日会	17	月		17	木	
18	土		18	月		18	木		18	土		18	火		18	金	
19	日		19	火		19	金		19	日		19	水		19	土	
20	月		20	水	もも:参観日	20	土		20	月		20	木		20	日	
21	火		21	木		21	日		21	火		21	金		21	月	
22	水		22	金		22	月		22	水		22	土		22	火	
23	木		23	土		23	火		23	木		23	日		23	水	
24	金	誕生日会	24	日		24	水	ひよこ:参観日	24	金	お楽しみ会(年長)	24	月		24	木	
25	土		25	月		25	木		25	土		25	火		25	金	誕生日会
26	日		26	火		26	金	誕生日会	26	日		26	水		26	土	
27	月		27	水	いちご:参観日	27	土		27	月		27	木		27	日	
28	火	端午の節句	28	木		28	日		28	火		28	金	誕生日会	28	月	
29	水		29	金	誕生日会	29	月		29	水		29	土		29	火	
30	木		30	土		30	火		30	木		30	日		30	水	
			31	日					31	金		31	月				
進級入園行事 (園児のみ) 総合防災訓練 端午の節句			内科・歯科検診 (日時未定) 引き渡し訓練 参観日 園外保育(幼児)			8020歯科衛生 交通安全教室 (4・5歳児) 参観日 園外保育(幼児)			夏まつり 七夕 お楽しみ会(年長)						敬老会		

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1	木		1	日		1	火		1	金	保育園休園日	1	月		1	月	
2	金	運動会	2	月		2	水		2	土		2	火		2	火	
3	土		3	火		3	木		3	日		3	水	節分	3	水	ひなまつり
4	日		4	水		4	金		4	月		4	木		4	木	
5	月		5	木		5	土		5	火	年賀式	5	金	ひよこ:参観日	5	金	
6	火		6	金		6	日		6	水		6	土		6	土	
7	水		7	土		7	月		7	木		7	日		7	日	
8	木		8	日		8	火		8	金		8	月	交通安全教室③	8	月	
9	金		9	月		9	水		9	土		9	火		9	火	
10	土		10	火	(総合防災訓練)	10	木		10	日		10	水	いちご:参観日	10	水	
11	日		11	水		11	金	誕生日会	11	月		11	木		11	木	
12	月		12	木		12	土		12	火		12	金		12	金	誕生日会
13	火		13	金		13	日		13	水		13	土		13	土	
14	水		14	土		14	月		14	木		14	日		14	日	
15	木		15	日		15	火		15	金		15	月		15	月	
16	金	交通安全教室②	16	月		16	水		16	土		16	火		16	火	
17	土		17	火		17	木		17	日		17	水	もも:参観日	17	水	
18	日		18	水		18	金	生活発表会	18	月		18	木		18	木	
19	月		19	木		19	土		19	火		19	金		19	金	お別れ会
20	火		20	金		20	日		20	水		20	土		20	土	
21	水		21	土		21	月	クリスマス会	21	木		21	日		21	日	
22	木		22	日		22	火		22	金	ぶどう:参観日	22	月		22	月	
23	金	誕生日会	23	火		23	水		23	土		23	火		23	火	
24	土		24	火		24	木		24	日		24	水	れもん:参観日	24	水	
25	日		25	水		25	金		25	月		25	木		25	木	
26	月		26	木		26	土		26	火		26	金	誕生日会	26	金	
27	火		27	金		27	日		27	水	さくらんぼ:参観日	27	土		27	土	卒園式
28	水		28	土	誕生日会	28	月		28	木		28	日		28	日	
29	木		29	日		29	火		29	金	誕生日会				29	月	
30	金	ハロウィン	30	月		30	水	保育園休園日	30	土					30	火	
31	土					31	木		31	日					31	水	
運動会 交通安全教室 (4・5歳児) ハロウィン			内科・歯科検診 (日時未定) 総合防災訓練			生活発表会 クリスマス会			年賀式			交通安全教室 (3歳以上児) 節分			ひなまつり お別れ会 卒園式		

＊ 総合防災訓練　年2回　　避難訓練 ⇒ 毎月　　引き渡し訓練 ⇒ 年1回　　防犯訓練 ⇒ 年2回　　内科・歯科検診 ⇒ 年2回　　誕生会 ⇒ 毎月　　園外保育 ⇒ 年1・2回(3歳以上児)